

一般介護予防事業 (対象: おおむね65歳以上の町民)

元気なときから「ぴんぴん! 元気づくり」

●「タピオステーション」

大阪体育大学およびふれあい元気教室スタッフ監修の体力づくりプログラム「タピオ体操+ (プラス)」を地域で取り組む場です。

週1~2回、体操DVDをみながら、タピオ体操・筋カトレーニング・ストレッチ・おうちの体操・あたまの体操などを地域主体でおこなっています。現在、南山の手台、若葉、水荘園の3か所でスタートしています。

身近な所で、みんなと体力アップ!



チューブトレーニング

場所 各地域の拠点
費用 無料

「タピオ体操+ (プラス)」とは?

体力に自信がない方でも、無理なく、効果的に体力アップが期待できるよう考えられた運動メニューです。DVD貸出しもしています♪

自分の家近くでやりたいなあ...というグループ募集中! 立ち上げのお手伝いをします。お気軽に相談を♪

必要なのは...
● 仲間 (5人以上)
● 会場 (イス、TV、DVD再生機含む)
● やる気! (週1回以上)



●「タピオ体操練習日」

「タピオ体操」の練習を月1回、熊取ふれあいセンターでおこなっています。タピオ体操・筋カトレーニング・レクリエーションなど、みんなでたのしく身体を動かしています。

場所 熊取ふれあいセンター
費用 無料



タピオ体操

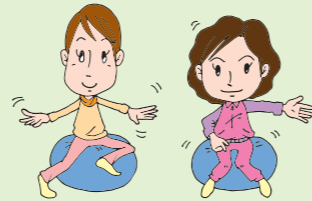


筋カトレーニング

●「楽しく生きる知恵さがし」

閉じこもりがちだと感じる65歳以上を対象に、おおむね月2回程度、運動指導やレクリエーションなどをおこないます。

場所 熊取ふれあいセンター
費用 1回100円
問い合わせ 熊取町社会福祉協議会 ☎452-6001



●「みまもりアンケート」

65歳以上の独居高齢者及び75歳以上のみの高齢者世帯の方を対象に、健康面や、生活状況などに関するアンケートを実施します。

平成29年度は中央小校区の方が対象となります。ご協力よろしくお願いします。

【お問合せ先】

○介護保険の申請などについて 介護保険・障がい福祉課 介護保険グループ ☎072-452-6297 (直通)
○介護予防・日常生活支援総合事業について 健康・いきいき高齢課 高齢者福祉グループ ☎072-452-6298 (直通)
○サービス利用について 熊取町地域包括支援センターやさか ☎072-453-8330 (直通)



平成29年
4月から

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

～住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために～



介護予防・日常生活支援総合事業とは?



平成27年4月の介護保険制度の改正により「介護予防・日常生活支援総合事業 (略称=総合事業)」が創設され、熊取町では平成29年4月からサービスを始めました。

総合事業は、65歳以上の皆様の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って暮らすために、地域全体で高齢者を支えるとともに、積極的に健康づくりや介護予防に取り組みましょう。

熊 取 町

総合事業の内容



総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つで構成されています。

介護予防・生活支援サービス事業 (P5～6参照)

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス
- ③介護予防ケアマネジメント



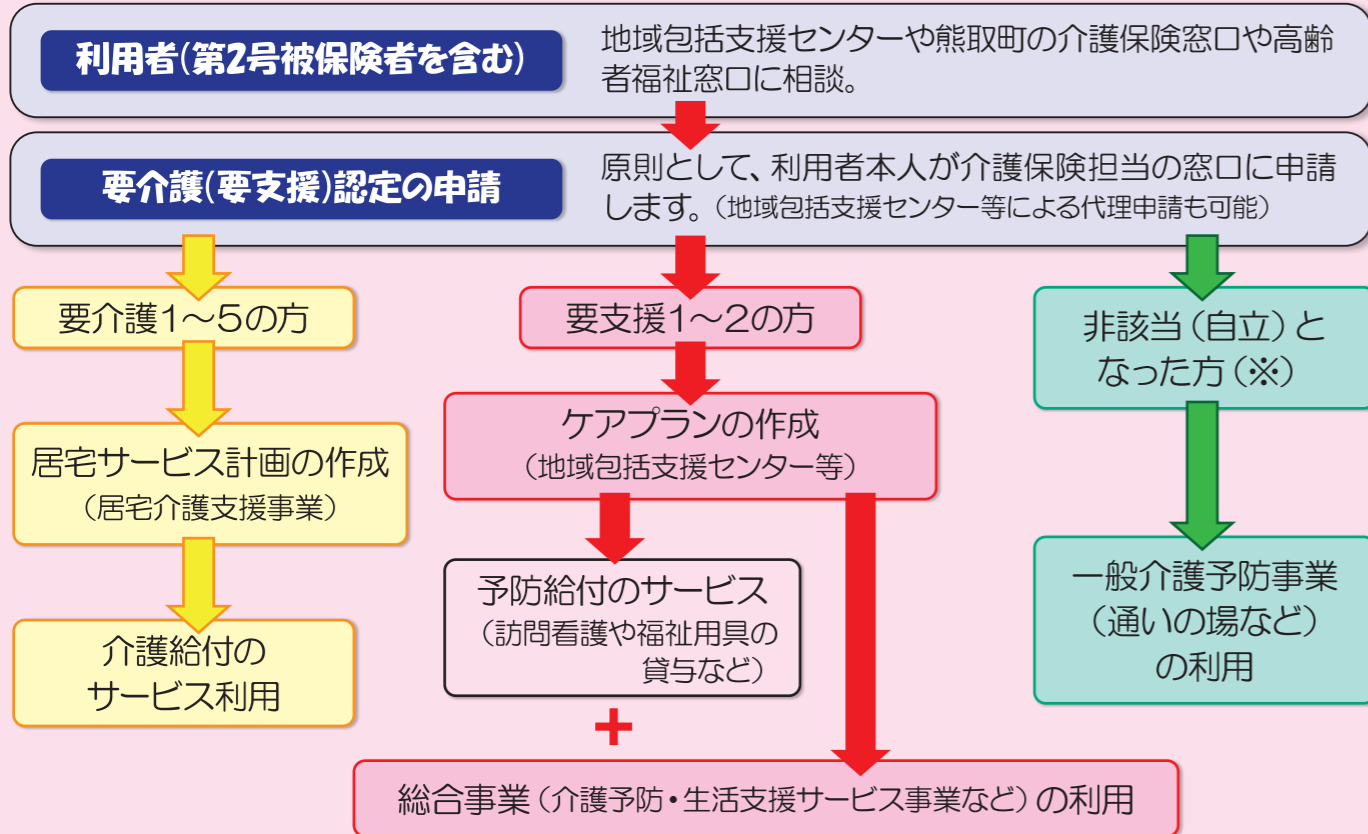
一般介護予防事業 (P7参照)

健康づくりや介護予防への取り組みを行います。

総合事業の利用の流れ



①新たに利用を開始する場合



※ 第1号被保険者で新規申請の結果、「非該当(自立)」となった方のうち地域包括支援センター等が実施する「基本チェックリスト」に該当された場合は、総合事業の「訪問型サービスC」及び「通所型サービスC」の短期間による介護予防事業の利用が可能です。

②すでに要支援1・2の認定がある方で認定を更新する場合

窓口：地域包括支援センター(又は指定居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー)

予防給付サービス(訪問看護や福祉用具の貸与等)を利用している方

訪問介護および通所介護のみを利用し、他の予防給付サービスを利用する可能性の低い方

要介護(要支援)更新認定の申請が必要

基本チェックリストの実施
(要介護・要支援更新認定は不要)

認定結果が要支援1・2

事業対象者として該当

ケアプランの作成(地域包括支援センター等)

ケアプランの作成(地域包括支援センター等)

予防給付のサービス
(訪問看護や福祉用具の貸与等)

※ 事業対象者は、予防給付のサービス(訪問看護や福祉用具の貸与等)は利用できません。

総合事業(介護予防・生活支援サービス事業など)の利用

★★基本チェックリストとは★★

基本チェックリストとは、厚生労働省の定めた25の質問項目により、日常生活に必要な機能が低下していないかを判定するものです。機能低下が認められた方のうち、地域包括支援センター等により総合事業の利用が必要であると判断されると「事業対象者」となります。

★基本チェックリストの一部★

- バスや電車で1人で外出していますか?
- 転倒に対する不安は大きいですか?
- 今日が何月何日かわからない時がありますか?

在宅サービス費用について



在宅サービスでは、「要支援1・2」及び「事業対象者」の区分に応じてサービスの上限額(支給限度額)が決められています(右表参照)。上限額の範囲内でケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割または2割(一定以上所得者)をサービス事業者に支払います。

★「介護保険負担割合証」について★

「要支援認定者」および「事業対象者」には、利用者負担をお知らせする「介護保険負担割合証」が交付されます。総合事業のサービスを利用するときは、「介護保険被保険者証」とこの負担割合証が必要となりますので、大切に保管してください。
一定以上所得者：本人の合計所得金額が160万円以上の人で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人

| 要介護状態区分 | 限度額(1か月) |
|-----------|----------|
| サービス事業対象者 | 50,030円 |
| 要支援1 | 50,030円 |
| 要支援2 | 104,730円 |

介護予防・生活支援サービス事業



総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」には、「通所型サービス」「訪問型サービス」「介護予防ケアマネジメント」があります。

新しいサービスが増えたことにより、一人ひとりの心身の状態に応じた自立を目指す介護予防サービスが選べます。

通所型サービス

| | 現行の介護予防相当サービス | 多様なサービス | |
|------------|--|--|--|
| サービスの種類 | ① デイサービス (現行相当) | ② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス) | ③ 通所型サービスC <ふれあい元気教室> (短期集中予防サービス) |
| サービスの内容(例) | デイサービス 生活機能維持・向上のための運動 創作活動 ほか 健康管理、入浴、食事など | ミニデイサービス 体操・運動・レクリエーションなど | 専門職による相談・指導・アドバイスなど 3か月の期間で、運動を中心とした栄養改善・口腔機能向上に取り組む |
| サービス提供者 | 指定事業者 | 指定事業者 | 熊取町 (理学療法士・言語聴覚士・健康運動指導士・歯科衛生士・管理栄養士など) |
| 利用料(例) | ※自己負担額が「1割」の方の目安 週1回利用：388円/回 週2回利用(要支援2・事業対象者のみ)：399円/回 | ※自己負担額が「1割」の方の目安 週1回利用：310円/回 週2回利用(要支援2・事業対象者のみ)：319円/回 | 無料 (※必要に応じて送迎あり) |

※一定以上所得の方は自己負担額は「2割」となります。また、デイサービスでの食事、日常生活費は別途負担になります。

訪問型サービス

| | 現行の介護予防相当サービス | 多様なサービス | |
|------------|--|--|---|
| サービスの種類 | ① ホームヘルプサービス (現行相当) | ② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) | ③ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス) |
| サービスの内容(例) | 身体介護 入浴の介助・見守り 更衣の介助 ほか 買い物(同行)、服薬確認など 生活支援 掃除 洗濯 ゴミ出し ほか買い物(代行)、食事の下ごしらえ、調理、布団干しなど | 身体介護なし | 自宅での専門職による相談・指導・アドバイスなど 3か月の期間で、理学療法士や栄養士、保健師等の専門職から生活上のアドバイスをもち、自ら生活機能向上に取り組むよう相談などを行う |
| サービス提供者 | 指定事業者 (介護の専門職) | 指定事業者 (一定の研修終了者) | 熊取町 (理学療法士・言語聴覚士・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・保健師など) |
| 利用料(例) | ※自己負担額が「1割」の方の目安 週1回利用：277円/回 週2回利用：281円/回 週2回を超える利用(要支援2・事業対象者のみ)：296円/回 | ※自己負担額が「1割」の方の目安 週1回利用：220円/回 週2回利用：225円/回 週2回を超える利用(要支援2・事業対象者のみ)：237円/回 | 無料 |

※一定以上所得の方は自己負担額は「2割」となります。

②サービス利用の際の一部の手続きを簡素化

要支援1・2の認定をお持ちの方で、訪問介護及び通所介護のみを利用する方については、要介護(要支援)認定を受けずに「基本チェックリスト」の実施による「事業対象者」となることでサービスを継続して利用できます。

なお、総合事業以外の介護保険サービスの必要性が生じた場合は、いつでも区分の見直しのための認定申請をすることが可能です。

※40歳から64歳までの方(第2号被保険者)は、要支援認定が必要です。



③地域の中で自立した生活をめざした介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービスを適切に利用するためには、地域包括支援センター等によるケアプランの作成が必要です。おひとりおひとりの状態に合わせて、利用者やご家族とともに「どんな生活を送りたいか」「どう過ごしていきたいか」を考え、目標を設定し、**高齢者自身が地域で自立した日常生活が送れるよう支援**します。



④タピオステーションなどによる介護予防の推進

お住まいの近くで健康づくりや介護予防に取り組めるよう、熊取町の体操「くまとりタピオ元気体操」をバージョンアップした「タピオ体操+」を地域全体に展開する「タピオステーション」の立ち上げ支援等を行っています。みんなで無理なく、楽しく、元気アップを推進します。



介護予防・日常生活支援総合事業ってどんな事業？

総合事業の特徴

① 予防給付の「訪問介護」と「通所介護」が総合事業に移行

町独自の基準による訪問型サービス、通所型サービスを開始し、高齢者を含めた幅広い世代の町民、ボランティア、事業所など、さまざまな主体により高齢者の日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

なお、「訪問介護」「通所介護」以外の要支援者に対するサービス（福祉用具の貸与など）は、これまでどおり予防給付の中で提供します。ただし、予防給付のサービスを利用する場合は、要支援1・2の認定が必要です。

平成29年4月から

予防給付(要支援1・2)

- 福祉用具貸与
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション など

(変更なし)

予防給付サービス(要支援1・2)

- 福祉用具貸与
- 訪問看護
- 通所リハビリテーション など



- 訪問介護（ヘルパーサービス）
- 通所介護（デイサービス）

(総合事業へ)

介護予防・生活支援サービス (要支援1・2、事業対象者)

- 訪問型サービス
- 通所型サービス



通所型サービスC「ふれあい元気教室」の紹介



総合事業利用のスタートはまずここから! ～要支援1・2からの「元気チャレンジ」～

からだや口腔・栄養面の機能低下がみとめられる方を対象にした、運動を中心とした短期集中プログラムです。

概ね週2回・3か月間、健康運動指導士による個別プログラムをもとに筋力トレーニングやストレッチ、ウォーキングなどに取り組みます。

その他、調理実習、専門スタッフによる相談などもおこないます。

時期 ①5～8月 ②11月～2月

場所 熊取ふれあいセンター

費用 無料（※ 必要に応じて送迎あり）

仲間とたのしく!

体力アップ!

専門スタッフがサポート!



筋力トレーニング
(健康運動指導士)



調理実習
(管理栄養士)



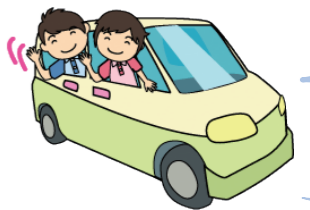
歯みがき・口腔体操指導
(歯科衛生士)
講話・相談(言語聴覚士)



PT診察
(理学療法士)

訪問型サービスCの紹介

からだや口腔・栄養面の機能低下がみとめられる方を対象に、理学療法士、管理栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士、薬剤師等が家庭訪問（基本1回）し、生活機能に関する相談・助言や、自宅で行う自主トレーニング（3か月間）の提案・指導などをおこなう短期集中サービスです。



熊取町地域包括支援センターやさか

「総合事業」(P5～6)の各種サービス利用に必要な「介護予防ケアプラン」を作成します。自立して生活できることをめざして、身体の状態にあった健康づくりや適切な介護予防サービスをうけられるよう一緒に考えます。

その他、高齢者に関する心配・困りごとについて、お気軽にご相談ください。

【熊取町地域包括支援センターやさか】
熊取町大久保南3丁目1380番地の1 ☎072-453-8330

